



国民年金保険料が スマートフォンアプリで 納付できます

国民年金保険料は、現金や口座振替、クレジットカード、Pay-easy 等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で納付できるようになりました。

- ▼対象決済アプリ（五十音順）
 - ・ auPAY
 - ・ d払い®
 - ・ PayB
 - ・ PayPay

▼利用に必要なもの
納付書、スマートフォン、決済アプリ

- ▼スマートフォン決済の流れ
 - ① 決済アプリをダウンロード
 - ② 氏名・生年月日等を登録
 - ③ 納付書に記載されているバーコードを読み取る
 - ④ 決済内容を確認
 - ⑤ パスワード入力
- ▼問合せ 日本年金機構 大田原年金事務所
☎ 0287・22・6311
※音声アナウンスの後、2↓2とダイヤルしてください。

令和5年度

「子育て世帯生活支援特別給付金」 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

- ▼対象 令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童（障がい児の場合は20歳未満）を養育する方で、食費等の物価高騰を受けて家計が急変し、収入が住民税均等割非課税相当になった方
- ※令和4年度に実施した「子育て世帯生活支援交付金」を受給した世帯は、同交付金の振込口座に5月末に振り込み済みです。
- ▼支給金額
児童1人につき一律5万円
- ※保護者のうち、収入または所得の高い方に支給します。
- ▼必要書類 申請書に次の資料を添えて申請してください。
 - ① 簡易な収入見込み申立書または簡易な所得見込み申立書
 - ② 運転免許証やマイナンバーカード

- ▼ド等の本人確認書類
- ③ 給与明細書や帳簿、年金額改定通知書等の収入額が分かる書類
- ④ 必要に応じて控除額が分かる書類
- ▼申請期限 令和6年2月29日(木)
- ※令和6年3月分の児童手当、特別児童扶養手当の認定、または額の改定の認定請求をした方は、3月15日までに申請期限です。
- ▼申請・問合せ 住民生活課 住民年金係 ☎ 72・6908
- ※詳細は、町ホームページをご確認ください。



ホームページ

家屋を新築等で 取得した方へ

主に令和4年中に家屋を新築、増築または改築により取得した方に、7月10日付けで「不動産取得税納税通知書」を送付します。

- ▼納期限 7月31日(月)
- ▼問合せ 栃木県大田原県税事務所 所課税課 不動産取得税担当
☎ 0287・23・4172

家屋の確認調査を 行っています

町では、公平で適正な課税を行うために、定期的に町内を巡回するほか、家屋表題登記、建築確認申請、航空写真を活用し、新・増築または滅失された家屋の調査を行っています。ご理解とご協力をお願いいたします。

【家屋が新増築されている場合】

課税対象の場合は、家屋調査をお願いする通知を送付します。なお、現況がよく確認できない場合は、直接訪問する場合があります。

【家屋が滅失されている場合】

調査により家屋の滅失を確認した場合は、原則、滅失を確認した

翌年度の課税台帳から削除します。なお、家屋を取り壊したことが確認できる滅失証明書等がある場合は、取り壊した翌年度の課税台帳から削除しますので、ご相談ください。

▲住民の皆さまへのお願い▼

固定資産税納税通知書の内容と家屋の現状に相違等がある場合はご連絡ください。また、過年度に建築された家屋は、原則、令和5年度の調査分から最大5年間さかのぼって課税となります。

- ▼問合せ 税務課 資産税家屋係
☎ 72・6905

教科書展示会のお知らせ

今年度に採択が行われる小学校および義務教育学校（前期課程）使用教科用図書の見本を展示します。学校教育関係者をはじめ保護者の方など、どなたでも閲覧できます。

- ▼日程
 - ・ 事前展示 6月6日(火)～13日(火)
 - ・ 法定展示 6月14日(水)～29日(木)
- ※土日も閲覧が可能です。毎週月曜日は休館のため閲覧できません。
- ▼閲覧時間 午前9時～午後5時
- ▼場所 文化センター2階展示室
- ▼問合せ 学校教育課 学校教育係
☎ 72・6922